

薬局：体制省令適合確認表 1（特定販売の実施なし又は開店時間外の特定販売実施なし）

施設名称	
営業時間	() : ~ : , () : ~ : , () : ~ :

体制省令適合確認表略号

	薬剤師	登録販売者	要指導医薬品	第一類医薬品	一般用医薬品(1～3 類医薬品)	情報提供場所(※)
略号	薬	登	要	1 類	一般	情

(※) 要指導医薬品、第 1 類医薬品、第 2 類、3 類医薬品の情報提供場所が異なる場合はご相談下さい

体制省令適合確認表

体制省令	計算式(時間は週当たり・勤務時間は総和)	計算結果	
第 1 条第 1 項第 6 号	【薬調剤勤務時間(時間)】÷【営業時間(時間)】		≥ 1
第 1 条第 1 項第 10 号	【薬医薬品販売勤務時間(時間)+登勤務時間(時間)】÷【情(箇所)】÷【要又は一般販売時間(時間)】		≥ 1
第 1 条第 1 項第 11 号	【薬医薬品販売勤務時間(時間)】÷【情(箇所)】÷【要又は 1 類販売時間(時間)】		≥ 1

以下、特定販売を実施する場合にのみ記入

【週当たり営業時間】		≥ 30
【22 時～5 時以外の週当たり営業時間】		≥ 15